

税金

税金の種類

▶ 個人市・県民税

問 税務収納課 市民税係 ☎32-0513

個人市・県民税は、前年中の収入と控除から計算され、その年の1月1日現在で市内に住む人と住んでいなくても市内に事業所等を持っている人に対して課税されます。納付方法は、勤務先が毎月の給与から差し引いて納入する「給与特別徴収」、口座振替や納付書を使って自らが納める「普通徴収」、年金所得に係る分を年金から天引きする「年金特別徴収」の3つがあります。

▶ 法人市民税

問 税務収納課 市民税係 ☎32-0513

法人市民税は、宮若市内に事業所や寮を有する法人に納税義務があります。該当の法人は設立・設置申告書を提出して法人登録をしなければなりません。

税額の計算は、国税である法人税に対して課税される「法人税割」と、資本金等と従業員数によって課税される「均等割」とがあります。

▶ 固定資産税

問 税務収納課 資産税係 ☎32-0513

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）といいます。現在、宮若市内に土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人に課税される税金です。固定資産課税台帳に登録された価格を基に課税標準額を算定し、その課税標準額に税率の1.4%を乗じた額が固定資産税額となります。

固定資産税納税通知書は、毎年4月中旬に原則としてその所有者に送付します。

次のような場合は、市役所への届け出が必要になります。

所有者がすでに亡くなっている場合

所有者がすでに亡くなっている場合は、全ての相続人の中から納税を管理する方一人を指定していただくため、「相続人代表者兼現所有者指定申告書」を市役所に提出してください。その方宛てに納税通知書を送付します。

※登記されている土地、家屋の名義を相続人に変更する場合は、法務局での相続登記が必要になります。

所有者が事情により納税することが困難な場合

所有者が事情により固定資産税の納付が困難な場合（納税判断ができない、市外に在住している等）は、納税を管理する方を指定していただくために、「納税管理人申告書」を市役所に提出してください。その方宛てに納税通知書を送付します。ただし、納税管理人になられた方には、所有者同様に納税の義務が発生します。

家屋を取り壊された場合

未登記の家屋を取り壊された場合は、「家屋滅失申告書」を市役所に提出してください。次年度からその家屋に対する固定資産税がなくなります。登記されている家屋を取り壊された場合は、法務局において滅失登記が必要となります。何らかの理由で滅失登記が遅れる、またはできない場合は、未登記の家屋と同様に「家屋滅失申告書」を市役所に提出してください。

火災や水害等の災害により被害が生じた場合

火災や水害等の災害により被害が生じた場合は、「減免申請書」を市役所に提出してください。被害の程度によりその家屋等に係る固定資産税を減免できる場合があります（評価額の概ね2割以上の被害が対象です）。

▶ 市たばこ税

問 税務収納課 資産税係 ☎32-0513

市たばこ税は、製造たばこの消費に対して課税される税金で、宮若市内で販売されるたばこの代金に含まれており、製造たばこの製造者や特定販売業者、卸売販売業者が小売販売業者に売り渡す場合に課税されます。

市たばこ税の税率は、1,000本当たり6,552円となっています。

▶ 入湯税

問 税務収納課 資産税係 ☎32-0513

入湯税は、鉱泉浴場に入湯することに対して課税される税金で、環境衛生施設や鉱泉源の保護管理施設・消防施設・その他消防活動に必要な施設の整備などの必要な費用に充てられる目的税です。また、観光施設の整備を含む観光の振興にも充てられます。

入湯税の税額は、一人1日150円で、宿泊を伴わない場合は一人1日100円です。ただし、12歳未満の人や共同浴場または一般公衆浴場に入湯する人に入湯税はかかりません。

市から入湯税の特別徴収者に指定された鉱泉浴場（旅館やホテルなど）の経営者が、利用者から入湯税を受け取り、市に申告して納入します。

▶ 軽自動車税（種別割）

問 税務収納課 市民税係 ☎32-0513

軽自動車税（種別割）は、その年の4月1日現在で軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車などを持っている人に課税されます。（取得・廃車手続きは37ページを参照）

▶ 国民健康保険税

問 税務収納課 市民税係 ☎32-0513

国民健康保険は、職場の健康保険や共済組合等の医療保険に加入していない人が加入しなければならない医療保険制度です。加入世帯の世帯主に対して、所得割（前年中の所得をもとに算出）、資産割（加入者の固定資産税をもとに算出）、均等割（加入者の人数で算出）、平等割（加入世帯あたりの定額）を合算した国民健康保険税が課税されます。なお、国民健康保険加入者で40歳～64歳の人のいる世帯は介護保険分を含んだ額が課税されます。納付方法は、口座振替や納付書を使って自ら納める「普通徴収」と年金から天引きする「年金特別徴収」の2つがあります。（国民健康保険の加入手続きや給付等の説明は51・52ページをご覧ください）



税金の納付

問 税務収納課 納税管理係 ☎32-1008

市税は納期限までに下記金融機関にて納付ください。納め忘れを防ぐために、便利な口座振替をご利用ください。口座振替の手続きは、下記の金融機関でお願いします。

取扱い金融機関

飯塚信用金庫、直鞍農業協同組合、福岡銀行、西日本シティ銀行、九州労働金庫、ゆうちょ銀行または郵便局、福岡ひびき信用金庫

コンビニ収納

市税は、納付書に記載されたコンビニエンスストアでも納付できます。納期限を過ぎた納付書は、お取扱いできない場合もあります。

延滞金

納期限を過ぎると、延滞金が増加されることもありますのでご注意ください。

スマホ決済

スマートフォンの「Pay Pay」「LINE Pay」等のアプリから24時間手数料無料で納付できます。

※納期限を過ぎた納付書では納付できません。

地方税統一QRコードによる納付

納付書に「eLマーク」があれば、「地方税お支払サイト」や各種スマホ決済アプリから24時間お支払いが可能です。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

税の納期一覧表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税 (普通徴収)			○		○		○			○		
市県民税※1 (給与特別徴収)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市県民税 (年金特別徴収)	○		○		○		○		○		○	
固定資産税	○			○					○		○	
軽自動車税 (種別割)		○										
国民健康保険税 (普通徴収)				○	○	○	○	○	○	○	○	○
国民健康保険税 (年金特別徴収)	○		○		○		○		○		○	

※1 給与特別徴収は6月から翌年5月の12回となります。

市税に関する証明書の発行

問 税務収納課 納税管理係 ☎32-1008

市税に関する証明書の発行にかかる手数料は、原則として1通300円です。申請に来られるときは、運転免許証等本人確認ができるものを持ってきてください。本人以外の方が申請に来られる場合は、委任状が必要なことがありますので、事前にお問い合わせください。

郵送請求

証明書は郵送での発行もできます。詳しくは電話やホームページでご確認ください。

国税・県税

▶ 国税の問い合わせ

問 直方税務署(直方市) ☎22-0880

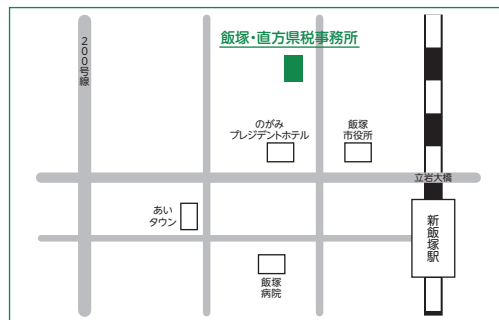
所得税、相続税、贈与税・消費税などについての問い合わせや納税の相談をお受けしています。



▶ 県税の問い合わせ

問 飯塚・直方県税事務所(飯塚市) ☎0948-21-4902

不動産取得税、自動車税、事業税などについての問い合わせや納税の相談をお受けしています。



バイクや軽自動車などの取得・廃車

問 税務収納課 市民税係 ☎32-0513

125cc以下のバイクや小型特殊自動車(トラクターなど)を取得、廃車、名義変更するとき、または他市町村へ転出するときは、手続きが必要です。

また、125ccを超えるバイクや軽自動車は、登録をした機関で手続きをしてください。

・125ccを超えるバイク…

九州運輸局福岡運輸支局 ☎050-5540-2080

・軽自動車…

軽自動車検査協会 ☎050-3816-1753